

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を掲載いたします。

No.	ご質問	回答
1	申請書に関して、 1)技術シーズは 2 ページ以内の記載制約があるが、補足情報は別カウントと考えて良いか。 2)起業による技術シーズの事業化の場合、誓約書は不要か。	1)補足情報含めて 2 ページ以内で記載してください。多数ある場合は主要な情報に絞ってください。 2)起業の場合、誓約書は不要です。
2	既に起業をしている場合、応募は可能か。	公募要領「2.7.1 応募要件」(イ) (P51～)に記載の研究機関に所属する研究者であり、当該研究者が起業した既存スタートアップ等への技術移転を目指す場合は応募可能です。ただし、利益相反マネジメントを実施することがあります。 既に起業している会社とは別の事業内容で、別のスタートアップを起業する場合も応募可能です。 一部、「既存企業への技術移転」が対象外の研究開発テーマがあります。詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」(P16～)を参照してください。
3	応募はフェーズ 2 に応募することが前提となるか、フェーズ 1 のみの採択を目指して申請することは可能か。	フェーズ 2 への応募は必須条件ではありません。SBIR の趣旨としてはフェーズ 1 からフェーズ 2 へ移行し、事業化を目指していただくということになりますが、事業途中での方針変更、別の GAP ファンドを目指すなどもあり得ると思いますので、活動の中で検討をお願いします。
4	申請書に関して、2 ページの記載制約がある項目に関して、図の挿入などを行うことは可能か。	図の挿入は可能です。
5	申請可能な研究課題は、公募要領に記載のあるニーズ元の各省庁テーマ 1 ～ 9 に該当するものに限るとの理解で間違いないか。	各省庁テーマ 1 ～ 9 に該当するものに限り、これ以外のテーマについては受け付けておりません。
6	SBIR フェーズ 1 支援の採択予定件数は 9 件程度とあるが、各テーマについて 9 件か、それとも全テーマ合計で 9 件か。また、全テーマ合計で 9 件程度の場合、1 テーマにつき一件採択される認識で良いか。	全テーマ合計で 9 件となります。1 テーマ当たりの採択予定件数は定められておらず、複数件を採択する場合や、採択無しの場合もあります。

7	1)申請後に所属機関が変わる可能性がある場合でも申請は可能か？ また実際に採択となった場合、所属機関の変更は可能か。 2)フェーズ2 採択後に起業する場合、研究機関に属しながら起業をするのか、研究機関を辞めて起業をするのか、決まりはあるか。	1)所属機関が変わる可能性のある場合でも申請は可能です。採択となった後に、所属機関の変更も可能です。ただし、異動後の所属機関も応募要件を満たす必要があり、ご確認をお願いします。なお異動に際しては、事前に JST にご連絡をお願いします。 2)決まりはありません。研究機関を退職する必要はなく、所属先の兼業規定に準じていただければ問題ありません。また起業後、必ずしも経営者として参画の必要はなく、技術顧問のような形での参画も問題ありません。
8	応募の要件として、研究機関に属する役職に制約はあるか。 少なくとも助教や研究員である必要はあるか。	所属機関において委託研究費の執行が認められている方であれば役職によらず応募可能です。研究機関によって執行可否の要件が異なりますので、所属機関にご確認をお願いします。
9	研究開発テーマ「(2)多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発」のフェーズ 2 事業形態において、補助（補助率：初年度は 10/10。次年度は中小開発機関 2/3、中小開発機関以外の会社、社会福祉法人、大学等 1/2）とあるが、事業主体が大学の場合、「最大 2 年間の事業期間で 2 年目は大学が 1/2 の経費負担をしなければならない」という理解で正しいか。	ご理解のとおりです。 フェーズ 1 については補助率の制約はなく、委託費を上限 750 万円として全額お支払いする一方、フェーズ 2 についてはニーズ元省庁の事業毎に補助率などが異なります。詳細は公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」（P16～）を参照してください。
10	次回の公募の予定はあるか？ その際、テーマは今年とは変わる可能性が高いか。	次回の公募予定は未定です。テーマも未定です。
11	フェーズ 2 での採択の蓋然性や、フェーズ 2 以降での事業化に向けた検討などもフェーズ 1 の審査対象になるか。	申請書には該当の項目は特にありません。もしフェーズ 2 以降についての検討、考察などがあれば申請書に記載をお願いします。
12	大学等発スタートアップの起業を目指す研究機関には、高専も入る理解で正しいか。	国公立私立高等専門学校は、応募要件に合致します。該当する研究機関については公募要領「2.7.1 応募要件 (イ)」（P51～）を参照してください。

13	起業するタイミングに何か制約はあるか。	研究期間中、事業終了後もタイミングを問わずいつでも起業可能です。ただし、一部の研究開発テーマではフェーズ 2 の募集対象が企業に限られます。該当の研究開発テーマに採択され、フェーズ 2 事業に応募する場合には、フェーズ 2 応募時点で起業している必要があるため、ご注意ください。またフェーズ 1 実施期間中に起業する場合、大学などの研究機関での研究開発要素だけに費用執行が可能で、新しく設立した会社には費用配分されない(研究要素を含まない外注としての発注は可能)ので留意をお願いします。フェーズ 2 実施期間中に起業する場合、契約先機関の切り替えが不可の事業もあるので、資金計画等含めて起業の時期を検討をお願いします。
----	----------------------------	--